事業承継支援に関する協定書

新発田市(以下「甲」という。)、新発田商工会議所(以下「乙」という。)及び新発田信用金庫(以下「丙」という。)は、次のとおり事業承継支援に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目 的)

- 第1条 本協定は、地域中小企業の事業承継における支援を通し世代を超えて、持続的に発展していく企業を増やすことにより、地域における経済活動及び雇用の維持拡大と、地域 経済の活性化に寄与することを目的とする。
- 2 本協定は、甲、乙及び丙が単独で遂行可能な新たなノウハウ及びツール類研究開発や相 談指導等を規制するものでないものとする。

(業務内容)

- 第2条 乙及び丙は、第1条第1項の目的を実現するために、以下の業務を連携協力して行 う。
- (1) 準備啓蒙ステージ
 - ① 担当役職員の事業承継に関する本質的理解力を高める研修の実施
 - ② 連携や支援の強化や担当役職員のスキル向上のための人的交流、情報交換、事例研究及び勉強会の実施
 - ③ 事業承継指導支援のためのツール類の共同開発
 - ④ 地域の中小企業経営者及び顧客に向けたセミナーの開催や各種情報提供による広報 及び啓蒙活動
- (2) 啓蒙普及ステージ
 - ① 開発したツール類の配付による地域の中小企業経営者及び顧客の自発的、自主的な事業承継への取組みの推進
 - ② 担当役職員による中小企業経営者及び顧客への働きかけや聞き取りを通じた事業承継の取組みの情勢等への気づきの提供
 - ③ 地域中小企業経営者及び顧客に向けた事業承継無料個別相談会の開催
 - ④ 地域中小企業経営者及び個々の顧客に対する具体的な事業承継の取組みの提案 ⑤ 実態調査の実施
- (3) 実行支援ステージ
 - ① 地域中小企業経営者及び顧客に対する外部専門機関の有する事業承継指導支援のノウハウや能力、サービス内容の紹介並びにそれぞれの課題に適した実行支援メニューの斡旋
 - ② 斡旋紹介を受けた地域中小企業経営者及び顧客に対する個別の指導相談並びに実行支援業務の受託契約の締結
 - ③ 実行支援業務に関する進捗報告会開催等による状況の共有
 - ④ 助成や融資等の実施
- (4) フォローアップステージ

外部専門機関の協力による実行支援先の地域の中小企業経営者及び顧客に対する継続的な関与による経過観察や補足的助言指導、並びに外部専門機関の提供する実行支援業務又はその他の専門的指導支援業務の追加的提案

- 2 甲は、乙及び丙が前項で実施する業務に関連し、以下の支援を行う。
- (1) 中小企業経営者に対する制度周知
- (2) 乙及び丙が開催する各種セミナーや相談会等の開催支援及び広報
- (3) 創業希望者に対する制度周知
- (4) 創業希望者に対する助成や融資等
- 3 第1項の業務を効果的に進めるため、乙及び丙は定期的な意見交換会等を行うことと

する。

4 甲は、必要に応じて、第1項の各号で示す研修会、学習会等及び前項の意見交換会に参加できるものとする。

(守秘義務)

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(期 間)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了とする日の1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかから特段の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(覚書等)

第5条 甲、乙及び丙は、事業承継支援業務提携に係る具体的な活動に当たり、必要に 応じて覚書を別に締結することができるものとする。

(協定の見直し)

- 第6条 甲、乙及び丙のいずれかから、地域の社会環境の変化等に応じて、この協定の内容 の変更を申し出たときは、その都度、甲乙丙三者が協議して変更を行うものとする。
- 2 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲乙丙三者が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1 通を保有する。

平成29年6月19日

甲(住所)新発田市中央町3丁目3番3号

(名称) 新発田市市長 一大隆星 春間

乙(住所)新発田市中央町4丁目10番10号

(名称) 新発田商工会議所





丙(住所)新発田市中央町3丁目2番21号

(名称) 新発田信用金庫

理 事 長

等量



